



自治基本条例

No.1

又ウと っしよに 考えよう

H22.9

さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより

はじめた みんなで作る自治基本条例

さいたま市では、平成 23 年度末までの制定を目指し、「さいたま市自治基本条例検討委員会」において、「(仮称)さいたま市自治基本条例」の検討を行っています。委員会では、検討にあたり、市民のみなさん、議会、行政などと意見交換していきたいと考えています。



検討委員会の風景



検討内容

自治基本条例って なあに？

まちづくりの理念
や基本ルールを定め
たもの



「自分たちのまちのことは自分たちで考え、自分たちの責任で決めていこう」というのが、まちづくりの本来あるべき姿と考えます。そして、そのまちづくりの基本となる考え方や、誰がどのような役割を果たすかなどの基本的なルールや仕組みを定めるものが自治基本条例です。

なぜ自治基本条例が
必要なの？



さいたま市ではこれまでもたくさんの市民が、豊かで暮らしやすく、魅力あるさいたま市を目指して活動してきました。

しかし、時代とともにさいたま市の課題も多様化し、これらの解決のためには、より多くの市民の参加のもと、さいたま市の特性を活かしながら、まちづくりを進めていくことが求められています。

こうした中で、今一度、まちづくりを進める際のよりどころとなる考え方や基本的なルールを誰が見てもわかりやすいように整理し、みんなで共有することが大切です。そのため、自治基本条例という形ではっきりと定めることが必要なのです。



さいたま市自治基本条例 検討委員会の紹介

さいたま市自治基本条例検討委員会は、公募で選ばれた市民12名、関係団体（自治会、NPO、商工会議所）の代表者4名、学識者4名の計20名で構成しており、今年の春から活動をスタートしています。

具体的な活動は、自治基本条例に盛り込む内容を検討し、条例素案を作成することですが、それ以外にも自治基本条例に関する広報活動などを行っています。

春から8月末までは月2回検討委員会を開き、自治基本条例についての知識を深めるとともに、条例のコンセプト（基本的な考え方）について検討を行ってきました。

現在はこのコンセプトに基づいて、「市民」「議会・行政」と2つのテーマ部会に分かれ、それぞれの角度から条例の内容について検討を深めています。

また、今年5月から7月にかけて、市長が各区で行ったタウンミーティングで頂いた意見や、今後自治基本条例に関するフォーラム等で頂く意見等を参考にしながら、条例素案を作っていきます。

「自治基本条例」は市民のみなさんのものですので、ぜひ、ご意見をお寄せください。

頂いた意見は検討委員会で参考といたします。

個々に返答は致しませんのでご了承ください。

条例づくりのスケジュール

(主なスケジュール)

平成 21 年度	・「自治基本条例制定基本方針」策定 ・検討委員会委員の選定・公募
平成 22 年度	・検討委員会の設置、検討開始 ・検討委員会の中間報告 ・タウンミーティング、フォーラムなど
平成 23 年度	・検討委員会の最終報告 ・パブリックコメント ・市長が条例案を議会に提出
平成 24 年度	・条例施行予定

発行 さいたま市自治基本条例検討委員会
事務局 さいたま市政策局政策企画部企画調整課
所在地 〒330-9588
さいたま市浦和区常盤 6-4-4
Tel 048(829)1035 Fax 048(829)1985
E-mail kikaku-chosei@city.saitama.lg.jp

意見募集 ※FAX、メールにより事務局まで提出して下さい。

「さいたま市の魅力は何だと思えますか」

(このテーマについては、平成22年11月末まで意見募集します)



又ウのぬり絵

さいたま市の好きな
ところを教えてね。

◆ホームページでも意見募集しています。また、検討委員会の検討状況を見ることができます。
◆さいたま市ホームページ (<http://www.city.saitama.jp/>) → 『自治基本条例』